公益財団法人板橋区スポーツ協会 会費及び賛助会費等に関する規程

(目的)

第1条 公益財団法人板橋区スポーツ協会(以下「協会」という。)定款第13 条、第40条に規定する、加盟団体の会費及び賛助会費並びに賛助会員の賛助 金に関して必要な事項を定める。

(会費・賛助会費)

第2条 理事会が定める毎事業年度の加盟団体の会費及び賛助会費は別表のと おりとする。

(賛助金)

第3条 理事会が定める毎事業年度の賛助会員の賛助金は、1 口 5, 0 0 0 円と する。

(使涂)

第4条 会費・加盟費、賛助会費及び賛助金の使途については、協会の運営に 充てることとし、具体的な使途については理事会が別に定める「受取会費等 及び寄附金の使途に関する規程」による。

(補則)

第5条 この規程の施行について必要な事項は、理事会が定める。

附則

- 1 この規程は、協会定款附則1に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 平成24年3月21日一部改訂(別表)
- 3 令和元年6月19日一部改訂(第4条)
- 4 令和3年9月15日一部改訂(第4条)

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(円)

			(口)
	加盟団体	正会員費	賛助会費
1	軟式野球連盟	50,000	960,000
2	陸上競技協会	50,000	210,000
3	卓球連盟	50,000	60,000
4	バレーボール連盟	50,000	170,000
5	ソフトテニス連盟	50,000	90,000
6	柔道連盟	50,000	50,000
7	弓道連盟	50,000	40,000
8	剣道連盟	50,000	70,000
9	スキー協会	50,000	70,000
10	水泳連盟	50,000	170,000
11	クレー射撃連盟	50,000	30,000
12	バドミントン協会	50,000	70,000
13	バスケットボール連盟	50,000	60,000
14	アーチェリー協会	50,000	70,000
15	ローラースポーツ連盟	50,000	30,000
16	サッカー連盟	50,000	340,000
17	空手道連盟	50,000	30,000
18	合気道連盟	50,000	30,000
19	少林寺拳法連盟	50,000	40,000
20	ソフトボール連盟	50,000	80,000
21	ボウリング連盟	50,000	60,000
22	テニス協会	50,000	120,000
23	ライフル射撃協会	50,000	50,000
24	アマチュアダンス協会	50,000	30,000
25	太極拳連盟	50,000	30,000
26	フロアーボール協会	50,000	30,000
27	ゴルフ協会	50,000	30,000
	合 計	1,350,000	3,020,000